

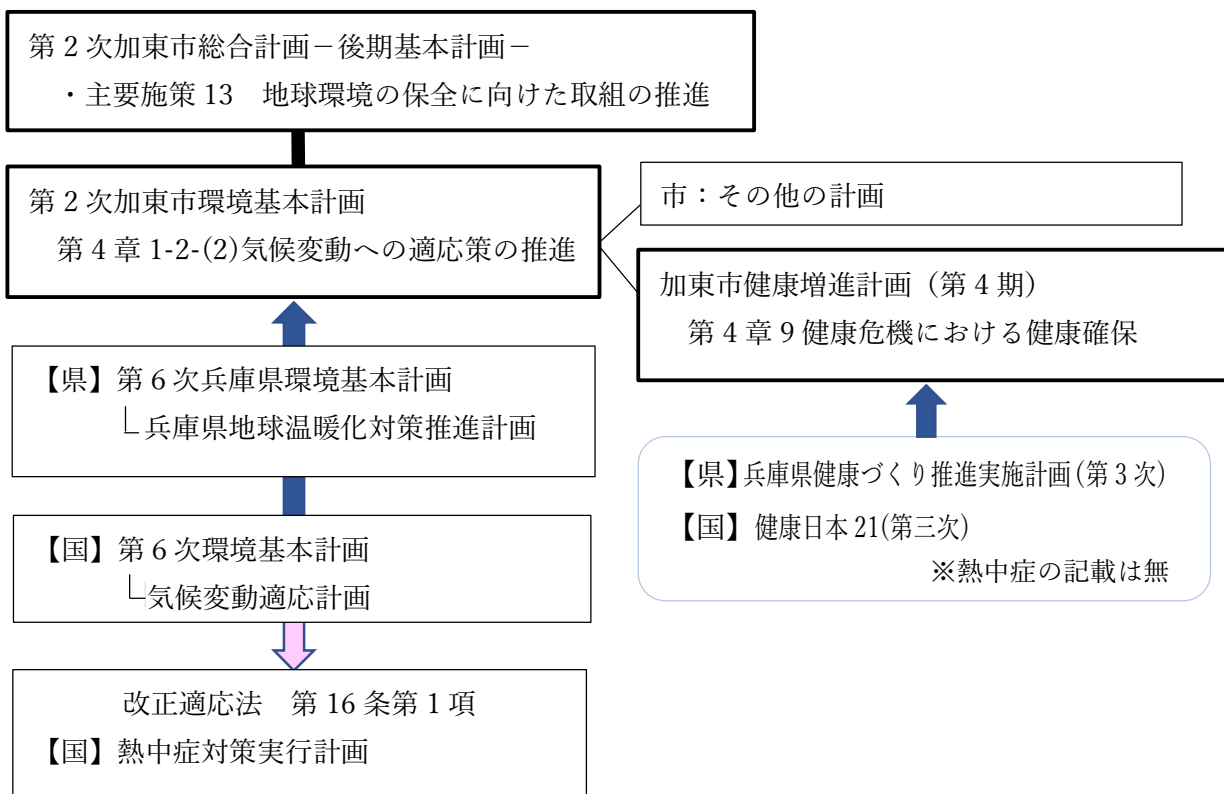
熱中症予防対策について

健康課

1 熱中症対策における市計画の位置づけ及び国・県の方針との整合性について

【計画の位置づけ】

市計画において「熱中症」について明記している計画は、第2次加東市総合計画、第2次加東市環境基本計画、加東市健康増進計画（第4期）の3つです。体系については、以下のとおりです。



【国・兵庫県の方針との整合性について】

国の熱中症対策実行計画における地方公共団体の基本的役割は「庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進」することです。

本市においても、実行計画に記載されている役割に沿って対策を進めています。

庁内体制整備：・防災課、生活環境課、健康課の3課の調整連絡会を適宜開催

・熱中症対策連携会議の開催（R8.7.10開催、R8秋頃開催予定）

（参集者：大塚製薬、加東消防署、市関係部署11課）

熱中症対策：早期から熱中症予防やその対策について、全庁的に、様々な機会を通じて市民への熱中症予防の普及啓発を実施

防災課

1 過去数年間の熱中症による救急搬送件数の推移について

過去5年間の熱中症による救急搬送件数の推移

(1) 月別搬送状況

	令和7年		令和6年		令和5年		令和4年		令和3年	
	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比
5月	2	2.8%	4	5.6%	1	1.3%	1	1.9%	1	3.1%
6月	19	26.4%	5	6.9%	5	6.5%	14	25.9%	2	6.3%
7月	26	36.1%	27	37.5%	39	50.6%	20	37.0%	10	31.3%
8月	18	25.0%	25	34.7%	25	32.5%	14	25.9%	16	50.0%
9月	7	9.7%	11	15.3%	7	9.1%	5	9.3%	3	9.4%
合計	72	100.0%	72	100.0%	77	100.0%	54	100.0%	32	100.0%

(注) 端数処理の関係で合計が100%にならない場合がある。

(2) 傷病程度別搬送状況

	令和7年		令和6年		令和5年		令和4年		令和3年	
	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比
死亡	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
重症	3	4.2%	0	0.0%	2	2.6%	1	1.9%	0	0.0%
中等症	28	38.9%	22	30.6%	27	35.1%	19	35.2%	4	12.5%
軽症	41	56.9%	50	69.4%	48	62.3%	34	63.0%	28	87.5%
合計	72	100.0%	72	100.0%	77	100.0%	54	100.0%	32	100.0%

(注) 端数処理の関係で合計が100%にならない場合がある。

(3) 年齢別搬送状況

	令和7年		令和6年		令和5年		令和4年		令和3年	
	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比
新生児	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
乳幼児	1	1.4%	0	0.0%	1	1.3%	2	3.7%	0	0.0%
少年	4	5.6%	5	6.9%	4	5.2%	4	7.4%	6	18.8%
成人	22	30.6%	28	38.9%	36	46.8%	15	27.8%	10	31.3%
高齢者	45	62.5%	39	54.2%	36	46.8%	33	61.1%	16	50.0%
合計	72	100.0%	72	100.0%	77	100.0%	54	100.0%	32	100.0%

(注) 端数処理の関係で合計が100%にならない場合がある。

(4) 男女別搬送状況

	令和 7 年		令和 6 年		令和 5 年		令和 4 年		令和 3 年	
	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比
男	49	68.1%	50	69.4%	53	68.8%	31	57.4%	14	43.8%
女	23	31.9%	22	30.6%	24	31.2%	23	42.6%	18	56.3%
合計	72	100.0%	72	100.0%	77	100.0%	54	100.0%	32	100.0%

(注) 端数処理の関係で合計が100%にならない場合がある。

(5) 場所別・時間別搬送状況

		令和 7 年		令和 6 年		令和 5 年		令和 4 年		令和 3 年	
		搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比	搬送人員	構成比
屋内		29	40.3%	22	30.6%	36	46.8%	25	46.3%	8	25.0%
	午前	10	34.5%	6	27.3%	15	41.7%	8	32.0%	3	37.5%
	午後	7	24.1%	11	50.0%	10	27.8%	7	28.0%	3	37.5%
	夜間	12	41.4%	5	22.7%	11	30.6%	10	40.0%	2	25.0%
屋外		43	59.7%	50	69.4%	41	53.2%	29	53.7%	24	75.0%
	午前	18	41.9%	21	42.0%	14	34.1%	11	37.9%	8	33.3%
	午後	24	55.8%	24	48.0%	23	56.1%	14	48.3%	12	50.0%
	夜間	1	2.3%	5	10.0%	4	9.8%	4	13.8%	4	16.7%
合計		72	100.0%	72	100.0%	77	100.0%	54	100.0%	32	100.0%
	午前	28	38.9%	27	37.5%	29	37.7%	19	35.2%	11	34.4%
	午後	31	43.1%	35	48.6%	33	42.9%	21	38.9%	15	46.9%
	夜間	13	18.1%	10	13.9%	15	19.5%	14	25.9%	6	18.8%

(注) 端数処理の関係で合計が100%にならない場合がある。

○時間区分 午前：8時00分～12時59分、午後：13時00分～17時59分、夜間：18時00分～7時59分

○熱中症救急搬送の発症場所の傾向

熱中症救急搬送の過去5年間の搬送人員合計307名のうち、屋外での発生が187名（60.9%）を占めている。

屋外での主な搬送要請としては、歩行中の転倒や発症状況不明等の体調変化による要請が51名、ゴルフプレーに関連する要請が39名、草刈り等の農作業に関連する要請が34名、勤務中等の就業に関連する要請が33名、ゴルフプレー以外のスポーツに関連する要請が13名となっている。

一方、住宅を含めた屋内での主な搬送要請としては、傷病発生と複合して熱中症となった場合や、冷房機器が未使用で高温環境下で発症し要請されるケースのほか、勤務中等の就業に関連する要請やスポーツに関連する要請などもある。

2 クーリングシェルトアの運用状況について

クーリングシェルトアの運用状況

施設名称	開放可能日	開放時間帯	受入 可能 人数	飲料水提供実績	
				令和7年度	令和6年度
加東市役所	平日	8：30～17：15	10	0	0
社公民館	休館日以外	8：30～17：15	2	0	0
中央図書館	休館日以外	10：15～17：15	3	1	3
やしろ国際学習塾	休館日以外	9：00～17：00	3	0	0
滝野公民館	休館日以外	8：30～17：15	2	0	0
滝野図書館	休館日以外	10：30～17：00	3	0	0
とどろき荘	休館日以外	9：00～17：15	3	0	2
ウエルシア 加東東条店	月～日曜日	10：00～18：00	10	0	0
ウエルシア薬局 加東東条店	月～金曜日	10：00～14：00 15：00～18：00	4	0	0
ウエルシア 加東上中店	月～日曜日	10：00～18：00	10	0	0
ウエルシア薬局 加東上中店	月～金曜日	10：00～18：00	2	0	0
イオン社店	月～日曜日	10：00～18：00	50	－	－
合計				1	5

・ 開放条件：熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、開放可能日等において施設を開放しなければならない。

※開放可能日等＝開放可能日及び開放時間帯

・ 周知方法：市ホームページ及び広報かとうに掲載、のぼり旗の掲示

教育委員会

1 加東市立の学校における熱中症ガイドライン内容について

加東市教育委員会では「加東市立学校熱中症対策ガイドライン（資料１）」を策定しており、以下の６項目により予防から事後対応までを取りまとめ、教職員が統一した指導ができるよう各校へ依頼しています。

- （１）熱中症について
 - ①熱中症の起こり方
 - ②熱中症を引き起こす条件
 - ③熱中症の症状及び重要度分類
- （２）暑さ指数（WBGT）と熱中症アラートについて
 - ①暑さ指数に応じた行動指針
 - ②熱中症警戒アラートとは
 - ③暑さ指数の測定方法
- （３）熱中症が疑われる際の対応について
 - ①熱中症の応急処置・対応
- （４）熱中症の予防について
 - ①環境条件の把握と、それに応じた運動・水分補給
 - ②暑さに徐々に慣らしていくこと
 - ③個人の条件や服装に気をつけること
 - ④体調悪化時の運動中止、初期対応
 - ⑤体育、スポーツ活動時の対策
 - ⑥体育、スポーツ活動以外の対策
 - ⑦週休日、休日、学校休業日の対応
- （５）熱中症による事故事例について
 - ①事故事例からの教訓
 - ②事故後の対応
- （６）気候変動適応法等の改正を受けての対応について
 - ①学校管理下（部活動）における活動
 - ②熱中症（特別）警戒情報と暑さ指数
 - ③熱中症対策チェックリストの活用
 - ④ その他（学校生活等）の熱中症対策

2 (1)に基づく屋外活動実施の際のオペレーションについて

本ガイドラインに基づく主なオペレーションは、下記のとおりです。

- （１）屋外活動では天気予報の気温ではなく、現場での暑さ指数の実測を絶対的な判断基準とする。
- （２）日中は、運動場等に常設している暑さ指数計を担当教員がモニタリングし、暑さ指数が３１（危険）以上となった場合、管理職が屋外運動の中止を決定し、「外遊びの中止」を校内放送する。

- (3) 体育・部活動の活動場所には教職員が暑さ指数計を持参し、常時、暑さ指数をモニタリングし暑さ指数が31（危険）以上となった場合、練習を中止し涼しい場所で休憩する。
- (4) 児童生徒の登校前に教室の空調を運転し、適切な環境を整える。
- (5) スポーツドリンク持参、クールタオル使用、日傘使用を許可する。
- (6) プール・運動場へ水筒を持って行くよう指導し、活動途中に水分補給する。
- (7) 経口補水液、熱中症対応セットを常備する。
- (8) 保健委員会（児童生徒）の黄帽着用・水分補給の呼びかけによる児童生徒への意識付け。

3 アフタースクール、加東みらいこども園での熱中症対策について

（外部活動の基準、予防および発症した場合の対応等）

（1）アフタースクール

①外部活動の基準

- ・外部活動を行う平日の15時に暑さ指数を確認し、25（警戒）以上となった場合は外部活動を中止します。

※【参考】・（公財）日本スポーツ協会の「熱中症予防のための運動指針」

②予防

- ・水分補給の声掛けを随時行います。
- ・各部屋が適切な室温・湿度になるように空調設備を運用します。
- ・登所時や利用中に持参の飲み物がなくなった場合、支援員が児童の水筒に水道水を補水します。

③発症した場合の対応

- ・涼しい場所へ避難し、服をゆるめ、冷却ジェルシートや保冷剤で体を冷やします。
- ・各施設に常備している経口補水液を、自力で摂取できる場合は1本を飲み切らせませす。
- ・水分を自分で摂取できない場合や症状が改善しない場合は、医療機関を受診させませす。
- ・重症時は救急車を呼びます。

（2）加東みらいこども園

①外部活動の基準

- ・暑さ指数が31（危険）以上となった時点で外遊びを中止します。
- ・プール遊びは、気温＋水温＝50℃以上で実施（水温は25℃以上）し、15～20分おきに休息と水分補給します。
- ・暑さ指数が31（危険）以上、又は気温＋水温＝65℃以上となった時点でプール遊びを中止します。

※【参考】・市教育委員会「加東市立学校熱中症対策ガイドライン」

②予防

- ・熱中症指数計を乳児棟、幼児棟に設置し、常時、暑さ指数を管理しています。

- ・水遊び、プール遊びの際に遮熱 TENT を設置し、直接日光が当たらないようにしています。
- ・経口補水液をいつでも摂取できるよう常備しています。
- ・こまめな水分補給をするよう促しています。
- ・保育士が 30 分毎に暑さ指数をチェックしています。

③発症した場合の対応

- ・涼しい場所へ避難し服をゆるめ、冷却ジェルシートや保冷剤で体を冷やします。
- ・経口補水液を、水分を自力で摂取できる場合は飲ませます。
- ・水分を自分で摂取できない場合や、症状が改善しない場合は、医療機関を受診させます。
- ・重症時は救急車を呼びます。

4 私立保育園、こども園での熱中症対策について

園生活における、主な熱中症対策は下記のとおりです。

- (1) 空調設備を活用し、適切な室温・湿度の設定・維持を確保しています。
- (2) 熱中症指数計を設置し、暑さ指数を定期的に管理し屋外活動の中止や時間短縮を決定します。
- (3) 体温上昇を防ぐため、園庭、プール、デッキ等に直射日光を遮断する TENT・タープを設置しています。
- (4) 細かい水滴が蒸発するときに周囲の熱を奪うといった気化熱による冷却を行うため、園庭や中庭へミストを設置しています。
- (5) 地面の表面温度の低下と照り返しを削減するため、定期的に水まきや打ち水を実施しています。
- (6) 直射日光を避けるため木陰や日陰を選んだ活動を実施しています。
- (7) 活動前後やお昼寝後など定時での水分補給の声かけの徹底をし、こまめな水分補給を行っています。
- (8) 保冷剤、塩分タブレット・経口補水液を常備し、いつでも摂取できるようにしています。
- (9) プール遊びを行う時間帯を工夫するとともに、暑さ指数が 31（危険）以上、又は気温＋水温＝65℃以上になればプール遊びを中止します。

5 小中学校、こども園、および社会教育施設(体育館等を含む)における空調設備の整備・稼働状況と適切な室温管理の運用基準について

小中学校では「加東市小学校・中学校・義務教育学校空調設備運用指針」（資料 2）により、運用されていると認識しています。また、クイック TENT で日陰を確保し大型扇風機やミストシャワーなどにより、運動時の熱中症予防に努めています。

また、市内のこども園や保育園の遊戯室、保育室の全てで空調設備を整備しており、適切に稼働しています。

室温管理は、こども家庭庁が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」の保育室環境

運営基準により、「夏場では室温が26～28℃、湿度を60%とすること」を目安とし、室温・湿度を調整しながら運用しています。

一方、公民館・文化会館施設では設置当初から冷暖房を整備・稼働しています。社会体育施設においては、令和2年度学校施設環境改善交付金を活用し、令和3年度にアリーナに冷房機器を整備しており、現在は全社会体育施設（4体育館・1武道館）で稼働しています。また、スポーツ庁から公表された「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」を参考に、涼しい環境を確保するように周知しています。

6 小中学校、アフタースクール等教育施設における十分な給水設備の設置等の現状について

小中学校では給水設備は設置していませんが、水筒の飲み物が不足した際は、施設屋内の水道蛇口から児童生徒自身が補水しています。

この水道水蛇口は、毎年、学校薬剤師の検査や指導により、教室から利用しやすい場所を指定しており、児童生徒の補水に不足がないよう配慮しています。

また、アフタースクール・こども園等でも、給水設備は設けていませんが、小中学校同様に水筒の飲み物が不足した際は屋内の水道蛇口により補水し、こども園等においては沸かしたお茶を冷まし園児の水筒へ補給しています。

他部署で連携

1 熱中症警戒アラート発表時の庁内連携及び対応について

熱中症警戒アラートは、環境省と気象庁から発表されますが、県からの通知はないため、各部署において情報を把握し、それぞれの業務の中で熱中症対策を主体的に講じます。

熱中症警戒アラート発表時における各部署での取組としましては、ケーブルテレビでは、熱中症警戒アラートが発表されたことをデータ放送と文字放送で周知しています。

なお、環境省から熱中症特別警戒アラートが発令された場合は、防災課と生活環境課に県からメールで通知があります。この場合、防災行政無線、ケーブルテレビ、かとう安全安心ネットで市民等へ早急に周知します。併せて、庁内各部署にグループウェアで周知し、各部署での対応を行うよう依頼します。各部署においては、こども園や居宅介護事業所、介護施設、商工会など、それぞれの関係機関への周知に加え、熱中症特別警戒アラート発令時の屋外での事業の実施方法について延期・変更も含め判断をし、市民等への周知を行います。

また、通常の庁内連携については、市グループウェアや加東安心安全ネット等での情報発信に加え、令和8年度から開催している熱中症対策連携会議において情報共有、意見交換、役割分担を行い、市の熱中症対策の推進を図ります。